

**令和5年度実施分  
社会福祉法人  
指導監査報告書**

**令和6年5月  
品川区**

# 1 社会福祉法人の指導監査とは

## (1) 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」(社会福祉法第22条)設立された公益性の高い非営利の法人です。社会福祉事業の主たる担い手として、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって公的規制・監督を受ける一方で、税制面や補助金交付等の優遇措置があります。

## (2) 指導監査の目的

社会福祉法人に対する指導監査は、法令または通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としています。

## (3) 指導監査の概要

所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査は大きく分けて、

ア 社会福祉法人の運営に係る指導監査

イ 法人が運営する施設やサービスに対する指導監査(施設サービス指導監査)の2つがあります。これらの指導監査には、以下のような違いがあります。

### ●「社会福祉法人指導監査」と「施設サービス指導監査」の違い

	実施主体	法的根拠	主な目的	主な監査事項
社会福祉法人指導監査	品川区	社会福祉法第56条第1項	適正な法人運営と社会福祉事業の円滑な経営の確保	定款、役員、理事会、予算および決算書等の法人運営に関すること
施設サービス指導監査	東京都 品川区	社会福祉法 介護保険法 老人福祉法 児童福祉法 障害者総合支援法(*)等	施設の適正かつ円滑な運営およびサービスの質の確保	措置費、介護給付費等の算定・使途、利用者への処遇・支援の状況に関すること。

(\*)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」の略

この報告書が対象としているのは、表の上段にある「社会福祉法人指導監査」です。なお、上記「社会福祉法人指導監査」と「施設サービス指導監査」は、実施主体が異なりますが、同一年度内に双方の監査を実施する予定がある場合は効率的・効果的な監査を実施するため、日程調整し、同日で監査を実施するように努めています。

令和5年度は保育事業を行っている社会福祉法人へ保育課と合同での監査を実施しました。

## 2 社会福祉法人指導監査

### (1) 令和5年度 監査実施状況

主たる事務所が品川区内にある社会福祉法人であって、その行う事業が品川区の区域を越えないものについては品川区長が所轄庁と定められています。(社会福祉法第30条第1項)。

令和5年度は、所轄する13法人の内、4法人に対して指導監査を実施しました。

対象法人数(所轄法人数)			監査実施数	文書指摘法人数
13			4	2
内訳	高齢	5	1	0
	障害	2	1	1
	保育	5	2	1
	社協	1	0	0

### (2) 文書指摘事項

文書指摘事項については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。))」に基づいて指摘を行っています。

令和5年度の文書指摘の内容は以下のとおりです。経営組織のガバナンス強化などを内容とした社会福祉法改正後、監査も複数回行われていますが、基本的な理事会・評議員会の運営・手続き、議事録について指摘がされています。

※「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」

平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長の連名通知として発出されています。

※文書指摘事項に関しては、すべて改善報告書を受領しています。

## ■法人運営

### ①評議員・評議員会—評議員会の招集・運営・手続

項目	具体的事例	法人数
評議員会の招集が適正に行われているか。 【ガイドラインI-3-(2)-1、I-6-(1)-2】	評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。	1法人
評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。 【ガイドラインI-3-(2)-3】	定款に議事録署名人が定められている場合、評議員会議事録に議事録署名人の署名又は記名押印がない。	1法人

②理事・監事・理事会－役員選任手続・議事録

項目	具体的事例	法人数
法令及び定款に定める手続により選任または解任されているか。 【ガイドラインⅠ-5-(2)-1、Ⅰ-6-(2)-1】	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。	1 法人
法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。 【ガイドラインⅠ-6-(2)-1】	理事会議事録に議事録署名人である理事長の署名または記名押印がない。	2 法人

■管理

① 会計管理

項目	具体的事例	法人数
経理規程が遵守されているか。 【ガイドラインⅢ-3-(1)】	会計帳簿が適正に整備されていない。	1 法人

(3) 主な口頭指摘事項（助言を含む）

■運営関係

具体的事例および指摘根拠
<p>&lt;口頭指摘&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議員の選任手続きにおいて選任・解任委員会の議事録が作成されていない。 【ガイドラインⅠ-3-(1)-1】</li> <li>・ 欠席が継続している評議員がいるので、是正すること。 【ガイドラインⅠ-3-(1)-2】</li> <li>・ 評議員会の報告・決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面または電磁的記録がないので、是正すること。 【ガイドラインⅠ-3-(2)-2】</li> <li>・ 理事・監事の選任手続きにおいて、欠格事由に該当しないこと、暴力団員等の反社会的勢力に属するものではないこと等について、法人において誓約書等により確認されていないので、是正すること。 【ガイドラインⅠ-4-(3)-1、Ⅰ-5-(2)-2】</li> <li>・ 監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意に不備があるので是正すること。 【ガイドラインⅠ-5-(2)-1、Ⅰ-6-(2)-1】</li> </ul>

- ・役員報酬規程の記載が現実と違うので、現実と齟齬が無いようにすること。  
【ガイドラインⅠ-8-(2)-1】
  - ・役員等の報酬等支給基準において、算定の基礎となる額等の算定方法が規定されていないので、是正すること。  
【ガイドラインⅠ-8-(2)-1】
- <助言>
- ・定款は所轄庁の認可を受けなければ変更されないので、変更する場合は手続きをとること。
  - ・理事会の議事録について、どの理事の発言なのかわかるように記載すること。
  - ・組織図を作成し、各職員の業務内容について明確化するのが望ましい。

## ■会計関係・その他

### 具体的事例および指摘根拠

#### <口頭指摘>

- ・インターネットバンキングの承認手続きを明確にし、また拠点横断的なセキュリティの仕組みを検討すること。  
【ガイドラインⅢ-3-(2)-2】
- ・定款細則の理事長専決に関する規程でリースについて規定がないので規定すること。  
【ガイドラインⅢ-3-(3)-2】
- ・小口現金について経理規程通りに帳簿残高と照合されていないので、規程通りに行うこと。  
【法人経理規程】
- ・理事長の重任登記が2週間以内に行われていないので、2週間以内に行うこと。  
【ガイドラインⅢ-4-(4)-3】

#### <助言>

- ・口座の数が多いので整理すること。
- ・小口現金について、1件あたりの支払限度額が定められていないので定めること。
- ・拠点間、事業区分間貸借が事業未払金・未収金勘定になっているので正しい姿を反映させること。
- ・ATMでの支払いを行っているが、事故の可能性が高いのでインターネットバンキング等のほかの方法へ切り替えること。

- ・現在の給与振り込みの方法について、入力者と承認者の役割がきちんと分離されているか確認すること。
- ・勘定残高明細書を作成し、帳簿残高と突合すること。
- ・理事長以外の役員の報酬、本部の人の社会保険料については本部サービス区分で、整理するのが望ましいので検討すること。
- ・未払いの人件費の計上科目が定義と違っているので正しいものを検討すること。
- ・本部の人件費について、本部の経費として予算に織り込んでいくことを検討すること。
- ・拠点間貸借について、資金不足が必要であるならば理事長承認のもと貸借を実行すること。
- ・小口現金は経理規程通りに動きがあった際に清算すること。

※各社会福祉法人の監査結果につきましては、独立行政法人福祉医療機構のホームページ内の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」で検索ができます。法人詳細情報の中の「現況報告書」の「14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況の（2）」に公表されており、ご覧いただくことができます。

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」ホームページアドレス  
<https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>